

令和2年度公共ホール音楽活性化事業（導入プログラム） 実施要綱

1 趣旨

一般財団法人地域創造(以下「地域創造」という。)は、公共ホールの活性化と地域の音楽分野における創造的で文化的な芸術活動のための環境づくりに寄与し、あわせて公共ホールスタッフ等の企画・制作能力の向上と創造性豊かな地域づくりに資することを目的として、市町村等との共催により、公共ホールを拠点とした身近で親しみのあるクラシック音楽の公演事業及び地域交流プログラム等を実施する。

2 対象団体

以下の市町村等を対象とする。

- (1) 市町村（特別区を含み、政令指定都市を除く。）
- (2) 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者として指定を受け、市町村の設置する公の施設の管理を行う法人その他の団体
- (3) 地域における文化・芸術活動の振興に資することを目的として設置された、公益財団法人等（（2）を除く。）のうち、市町村が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資している法人で地域創造が特に認めるもの

3 実施市町村等の決定

地域創造は、上記市町村等から提出された「公共ホール音楽活性化事業申込書」（別記様式（1-1））等をもとに審査し、実施市町村等を決定の上、当該団体に対して速やかに通知する。

実施市町村等の決定に当たっては、当該事業を実施したことがない市町村等を優先するが、過去に当該事業を実施した市町村等であっても、市町村合併の有無、公共ホールの管理者の変更、当該事業についてのスタッフの習熟度等当該市町村の事情を考慮して予算の範囲内で決定する。

4 事業内容

実施市町村等は、原則として3日間の連続した日程で地域創造が派遣する演奏家（登録アーティスト（別紙）及び伴奏共演者）※により、次の事業を実施する。

実施にあたっては、市町村等・地域創造・登録アーティスト所属マネジメントによる3者契約を締結する。

※ソリストは2名以内(伴奏共演者が必要な場合は別に1名)。

アンサンブルの場合は1組。

(1) 公演（コンサート）

公共ホール等で開催する有料のクラシック音楽公演を1回実施する。

なお、入場料収入は実施市町村等に帰属するものとする。

(2) 地域交流プログラム（アクティビティ）

学校や福祉施設等でのミニコンサートやワークショップなど地域との交流を図る事業を原則として4回（1日につき2回）実施する。

5 経費負担

事業実施に伴う下記の経費については、地域創造が負担する。

下記以外の現地移動費、舞台制作費、広報宣伝費その他の諸経費及び実施市町村等が前項に定める内容を超えて事業を行った場合に発生した超過分については、実施市町村等の負担とする。

ただし、実行委員会形式により事業を実施する場合においては、企画・運営について当該市町村等が相当の責任を負う場合に限り、当該市町村等の負担する額に相当する範囲内の経費を地域創造が負担する。

(1) 演奏家（登録アーティスト及び伴奏共演者）派遣経費

出演料、現地移動費を除く旅費（地域創造の規定に基づく、以下同じ）、楽器運搬費（現地運搬費を除く。）、出演者に係る損害保険料、マネジメント料。

(2) 地域交流プログラム負担金

実施市町村等が支出した地域交流プログラムに係る経費のうち、ピアノ調律料及びその他特に地域創造が認めたもの（限度額10万円）。

6 事業実施に対する支援

(1) 全体研修会の開催

地域創造は、事業実施前に実施市町村等を対象として全体研修会を開催し、事業の実施に必要な実践的ノウハウ等についての研修を行うとともに、登録アーティストのプレゼンテーションを実施する。

なお、参加に係る旅費等は実施市町村等の負担とする。

(2) コーディネーターの派遣

地域創造は、実施市町村等に実践的なノウハウを習得する機会を提供するとともに事業の円滑な運営を図るため、企画制作の経験が豊富なコーディネーターを派遣する。

コーディネーターの派遣は、個別研修（現地下見）及び事業実施時の2回行う。

7 提出書類等

(1) 事業申込書 …別記様式 I（1-1）、（1-2）

令和2年度に本事業の実施を希望する市町村等は、次の関係書類を添えて、令和元年9月20日（金）までに当該書類を提出すること。

なお、2（2）及び（3）に該当する団体が申請をする場合には、施設設置者又は、出資者である地方公共団体の長の副申（別記様式 I（1-3））を受けること。

【全団体】

- ・コンサート実施予定会場パンフレット

【上記2（2）に該当する団体】

- ・指定管理者として指定を受けていることを証する書類

【上記2（3）に該当する団体】

- ・令和元年度事業概要
- ・平成30年度決算及び令和元年度予算資料

【実行委員会形式により実施する場合】

- ・ 実行委員会等への関与の状況 …別記様式 I (1-4)
- ・ 規約
- ・ 実行委員等名簿
- ・ 組織体系図
- ・ 事業計画
- ・ 予算資料

(2) 実施計画書、事業収支予算の内訳 …別記様式 I (2-1)、(2-2)
事業実施2ヶ月前までに企画内容を決定し、当該書類を提出すること。

(3) 実績報告書、事業収支実績の内訳 …別記様式 I (3-1)、(3-2)
事業終了後30日以内または令和3年4月15日(木)のいずれか早い日(必着)までに、別途指定する関係書類を添えて提出すること。

(4) 地域交流プログラム負担金請求書 …別記様式 I (3-3)
 該当する経費がある場合は、事業終了後30日以内または令和3年4月15日(木)のいずれか早い日(必着)までに、別途指定する関係書類を添えて提出すること。

(5) 変更(承認申請・報告)書 …別記様式 I (4-1)、(4-2)
 共催決定通知を受けた後に申込み内容に重大な変更が生じた場合は、ただちに当該書類を提出すること。
 なお、変更の内容によっては事業の要件を満たさなくなり、共催できない場合がある。

8 その他

(1) 共催・制作協力に関する表示

① 共催の表示

実施市町村等は、事業実施会場及び事業実施に際して作成される印刷物に、地域創造が共催している旨を表示すること。

(表示例) 共催：一般財団法人地域創造
 共催：(一財)地域創造

② 制作協力の表示

実施市町村等は、事業実施会場及び事業実施に際して作成される印刷物に、一般社団法人日本クラシック音楽事業協会が制作協力している旨を表示すること。

(表示例) 制作協力：一般社団法人日本クラシック音楽事業協会
 制作協力：(一社)日本クラシック音楽事業協会

(2) 損害賠償の免責

事業実施に伴い発生した損害賠償等の責任について、地域創造は責めを負わないものとする。

(3) 関係書類の提出

地域創造は、この要綱に定めのある書類のほか、実施市町村等の決定又は負担金の

支払い等の審査に当たって必要な書類の提出を求めることができる。

(4) 情報提供

地域創造が、全国の地方公共団体に対して行う事業に関する情報提供等のため、資料提供を求めた場合や現地調査を行う場合は、実施市町村等は協力するものとする。

(5) その他

事務手続き及びスケジュール等その他細目について必要がある場合は別途定める。

また、その他事業の実施に関し、疑義が生じたときには、地域創造と実施市町村等が協議して決定する。

別紙**(登録アーティスト)**

| 演奏家(登録アーティスト名) | 楽器 |
|----------------|-----------|
| 齋藤 一也 | ピアノ |
| 石上 真由子 | ヴァイオリン |
| 梅津 碧 | 声楽 (ソプラノ) |
| 竹多 倫子 | 声楽 (ソプラノ) |
| 新野 将之 | 打楽器 |
| 實川 風・高橋 ドレミ | ピアノデュオ |

参考 事業の流れ・手続き等**●令和元年度(事業実施前年度)**

| 実施時期 | 内容 | 提出書類 |
|-------|----------------|-------|
| 7月～9月 | 申込み受付(9月20日締切) | 事業申込書 |
| 11月頃 | 事業内定通知 | |

●令和2年度(事業実施年度)

| 実施時期 | 内容 | 提出書類 |
|-------------------|--------------------------------|--------|
| 4月中旬 4月20日～22日 | 事業決定通知 全体研修会、公開プレゼンテーション | |
| 4月～5月 | アーティスト及び希望日程の決定 マネジメントとの調整 | 企画案 |
| 5月～6月 | 企画内容の調整及びアーティスト・コーディネーターの決定 | 企画書 |
| 適時 | 個別研修(現地下見)の実施 ※コーディネーター現地派遣 | |
| 実施1ヶ月前まで | 企画内容の決定 3者契約締結 | 実施計画書等 |
| 事業終了後 | 実績報告、負担金の請求 | 実績報告書等 |

※事業終了後30日以内または令和3年4月15日(水)のいずれか早い日(必着)までに、別途指定する関係書類を添えて提出すること。